

法令と裁判について

<国内>

～法令の基礎知識～

法令の形式

[日本国憲法]

1946.11.3公布・1947.5.3施行。

日本の最高法規。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理とし、憲法に反する法令・国務行為はすべて無効になるとされている。

[条約]

国家間（二国間）、国家と国際機関（多数国間）の文書合意。内閣が締結し、事前または事後に国会が承認する。

協約・規約・憲章・協定・取り決め・宣言・覚書・議定書など。

[法律]

衆参両院の議決で成立する。

法律は成立すると法律番号が与えられ、官報に掲載されることによって「公布」となる。

[政令]

内閣が制定する命令。

憲法・法律の規定を実施するため（執行命令）と法律の委任に基づくため（委任命令）とがある。

[府令・省令]

総理大臣・各省の大臣が制定する命令。

憲法・法律の規定を実施するため（執行命令）と法律の委任に基づくため（委任命令）とがある。

[規則]

立法機関（衆議院規則・参議院規則）・司法機関（最高裁判所規則）・その他行政機関（会計検査院規則・公正取引委員会規則など）が制定する。

[条例]

法律の範囲内で地方自治体が制定する。

[告示]

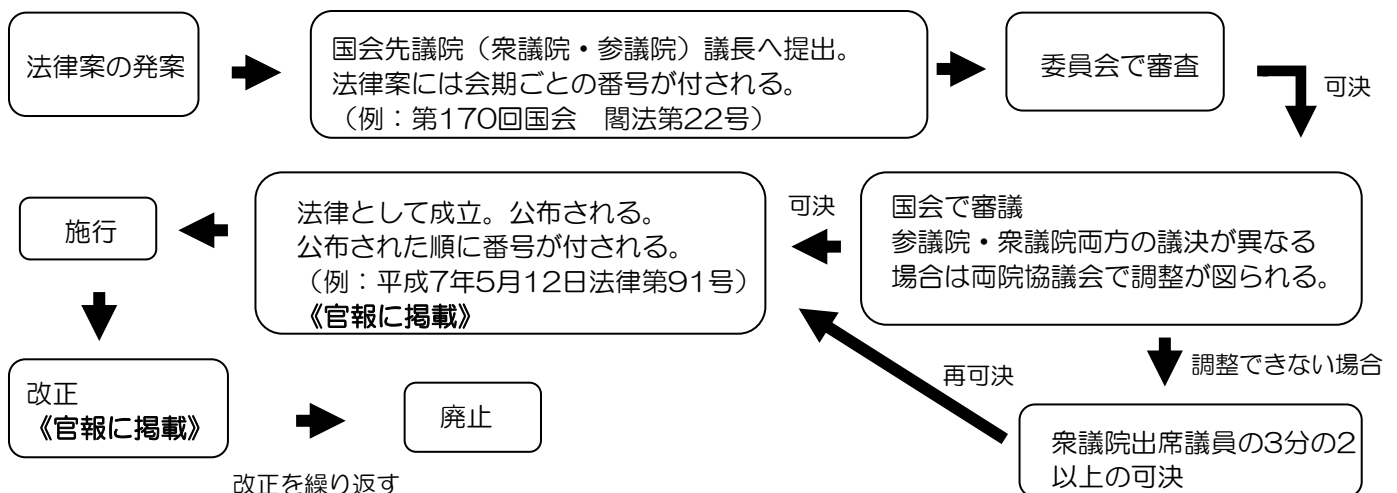
各大臣、各委員会、各庁の長官が、行政庁が決定した事項等を一般に知らせるために発する。

[訓令・通達]

省庁（上級機関）から管轄の下級機関、職員に文書で権限の行使を命令するもの。

*訓令は一部官報に掲載されるが通達は掲載されない。

—法律が誕生して、廃止されるまで—



日本の裁判制度

日本の裁判では三審制が採られており、同一の事件の裁判を3回行うことができる

■裁判所の種類

【最高裁判所】

司法権の最高国家機関。最高裁判所長官と14人の判事で構成される。大法廷は15人全員で構成され、小法廷は5人ずつで構成されている。違憲問題・判例変更の裁判は大法廷で行われる。

【高等裁判所】

下級裁判所の中で最も上位にある裁判所。東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、仙台市、札幌市、高松市の8ヶ所に設置されている。高等裁判所では控訴事件・抗告事件・上告事件のほか、内乱罪などの特殊な事件の第一審を扱う。

【地方裁判所】

各都府県庁所在地に50ヶ所設置されている。原則として民事事件と刑事事件の第一審を担当する。

【家庭裁判所】

地方裁判所と同格。家庭内の事件、調停、少年事件などを扱う。

【簡易裁判所】

全国に438ヶ所設置されている。訴額が小額な民事事件、罰金刑以下に当たる軽い刑事事件、調停などを扱う。日常生活で起こる事件を迅速に解決させるための裁判所。

■裁判の種類

【民事裁判】

私人間の権利義務に関する紛争などを法的に解決する裁判。裁判所に訴状を提出した人を原告とよび、訴えられた人を被告とよぶ。裁判による解決と和解による解決がある。

【刑事裁判】

殺人、強盗など犯罪を犯した疑いで検察官（国）から起訴された人（被告人）を公開の法廷で証拠に基づき被告人の犯行か、どのような刑罰が適当かなどを審理する。裁判では裁判官によって有罪・無罪の判断が下される。

平成21年度からは裁判員が裁判官とともに有罪か無罪かを決定する裁判員制度が開始された。

【行政裁判】

国民と国、地方公共団体との紛争を法的に解決する裁判。

▼「判例」とは

過去の裁判例。裁判の理由の中に述べられた法律上の判断。最高裁の判例は後の同一の裁判に拘束力を持つ。全ての裁判例が公開されるわけではなく、判例集に掲載されるのは全体の約1%程度。

一判例集には何が書かれているか一

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件名・事件番号・裁判年月日・裁判所・*<u>裁判の種類</u> ・ 下級審の裁判所名・裁判年月日 ・ 結論（破棄・上告棄却） ・ 参照条文 ・ 主文・理由 ・ 少数意見（補足意見・意見・反対意見） ・ 参照（1・2審の主文、意見、理由） | } | <p>裁判の種類には判決・決定・命令がある。
最も厳格なものが判決。
簡易なものが決定・命令。</p> |
| | } | <p>法廷意見は最高裁判所の裁判書に記載される。
補足意見：法廷意見に賛成。さらに念のための説明。
意見：法廷意見に賛成。しかし理由には異論がある。
反対意見：法廷意見に反対。</p> |

★わからないことがあればお気軽にカウンターへご相談ください。メールでも受け付けています。